

答 申 第 1 0 5 号
(諮 問 第 1 0 6 号)

令和 4 年 (2022 年) 9 月 13 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 13 日付け鎌総第 1393 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）9月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年4月3日から平成27年3月31日までの指定の日における、所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）11月12日付けで行った行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分は、妥当である。ただし、非公開とした情報のうち、別表に掲げるものは公開すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）9月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年4月3日から平成27年3月31日までの指定の日における、所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、7件の日付における実施した内容が検証できる文書について、令和2年（2020年）11月12日付け鎌倉市指令深地第26号で行政文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を、その他の日付について、文書が存在しないとして、同日付け鎌倉市指令深地第26号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）4月5日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）4月5日付けで提出した審査請求書、同年5月21日付けで提出した反論書、同年7月7日付けで提出した反論書及び同年10月26日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関による本件処分は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを規定する、条例第1条に違反している。

イ 公開された文書のうち、打合せ議事録（平成26年8月21日）、打合せ議事録（平成26年9月16日）及び打合せ議事録（平成26年11月25日）が重複して公開されている。

ウ 20140821 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）、20140916 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）、平成26年9月16日、JRと市の確認内容の整理、20141125 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）等、公開されるべき文書が公開されていない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存在決定理由説明要旨

令和3年（2021年）5月10日付けで提出された弁明書、同年6月29日付けで提出された再弁明書及び令和4年（2022年）1月21日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 公開の対象となる行政文書に記載された情報につき、条例第6条の規定に従い公開・非公開の決定を適切に行い、公開請求に対する決定を行っている。

- (2) 公開の対象となる「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書」は、令和2年4月1日をもって、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号）（以下「文書管理規則」という。）に定められた5年間の保存期間が経過したため、存在しない。
- (3) 公開の対象となる行政文書のうち、非公開情報が記録されている部分を黒塗りした「公開文書」の他に、当該公開文書の非公開情報がそれぞれ条例第6条の何号に該当するものであるかを示す「公開文書別紙1」を作成している。当該「公開文書別紙1」には、条例第6条の該当号を示すものである旨を明示していることから、公開文書とは別の説明を付した別紙であることが明らかであり、公開資料が重複しているものではない。
- (4) 本件請求時に、審査請求人から請求趣旨を聞き取ったところ、本件請求における「実施した内容が検証できる一切の文書」の内容については、旅行先や用務内容が分かる文書であることを確認しており、当該文書として議事録を特定し公開したものである。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

審査請求人は、本件請求において、年月日を指定して特定の深沢地域整備課職員（以下「本件職員」という。）に関する「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」の公開を求めた。

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、審査請求人が指定した年月日の一部について、本件職員がJR東日本との間で行った打合せの議事録（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、条例第6条第1号、第2号及び第4号に該当するとして、本件処分1において、その一部を非公開とした。

また、本件文書以外に本件請求の対象となる文書がなかったことから、本件処分2において、不存在決定処分を行った。

そこで、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の妥当性について、以下、検討する。なお、本件処分1のうち、条例第1号該当性には争いがないことから、本件処分1については、第2号及

び第 4 号の該当性の検討に限るものとする。

(2) 本件処分 1 について

ア 条例第 6 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 6 条第 2 号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、条例第 6 条第 2 号に該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施における JR 東日本の役割や対応等、今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第 6 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、経営方針とはいいがたく、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

イ 条例第 6 条第 4 号該当性について

(ア) 条例第 6 条第 4 号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、条例第 6 条第 4 号に該当するとされた部分には、深沢地区の整備事業について、地権者でもある JR 東日本との間で、当該事業を円滑に推進するための課題や対応方針等に関する検討内容及びその経緯が具体的に記載されていた。これらの情報は、一般に公開することとなれば、今後、事業区域内の地権者との交渉が困難になることが予想されることから、当該事業における合意形成が難航するなど、実施機関による当該事業の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

(3) 本件処分2について

ア 本件処分2に係る本件請求対象文書は、審査請求人によって指定された年月日における本件職員の旅行に関する「深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」（本件文書を除く。）である。

イ 実施機関の説明及び当審査会が職権で調査したところによれば、鎌倉市職員服務規程（昭和42年11月30日鎌倉市庁達第11号）に基づき、「職員は、出張しようとするときは、その出張の必要を証する書類を添えて、庶務事務システム（略）により上司の決裁を受けなければならない」（第23条第1項）。そして、その際に作成される旅行命令申請には、出張の日程、目的、用務内容、運賃の内訳等を記載しなければならない。そのため、請求人が公開を求める「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書」とは、上記の旅行命令申請のことを指すものと思料される。

他方、鎌倉市において、旅行命令申請は、文書管理規則の別表において、「予算及び決算並びに収入及び支出に関するもの」又は「職員の給与に関するもので軽易なもの並びに職員の服務、研修及び福利厚生に関するもの」に該当するものと解され、保存期間を5年としているとのことであった。

本件請求において審査請求人が公開を求めた旅行命令申請は、平成26年4月3日から平成27年3月31日までの間において指定した日のものであるところ、本件請求がなされた令和2年9月14日においては、保存期間の5年を経過している。また、既に廃棄済みであったとする実施機関の説明を覆すに足る事実や根拠も認められない。

ウ 次に、本件職員が指定された日の旅行に関連して「実施した内容が検証できる一切の文書」について、実施機関の説明によれば、上記4(3)イのとおり、旅行命令申請が廃棄されていた状況において、

文書の特定は容易ではなく、現存する行政文書、保存文書台帳、庁内ネットワークの共有ドライブに保存された文書、文書管理システム内に保存された文書等を確認し、本件文書を特定することができたものの、それ以外に請求対象文書を見つけることができなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

エ したがって、本件文書以外に本件請求対象文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第2号関係】

資料名称	
項目	範囲
J R 東日本 本社との打合せ議事録 ■日時：平成26年11月25日 (月) 14時から16時まで	
4 ページ 14 行目	5 文字目から最後まで

【第4号関係】

資料名称	
項目	範囲
J R 東日本 本社 打合せ議事録 ■日時：平成26年9月16日 (火) 15時から17時	
8 ページ 7 行目	7 文字目から29文字目まで

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 9 / 14	行政文書公開請求書が提出される
11 / 12	行政文書一部公開決定通知書及び行政文書不 存在決定通知書送付
3 / 4 / 5	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域 整備課 審査庁：総務課）
5 / 10	処分庁が審査庁に弁明書を提出
5 / 21	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 29	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
7 / 7	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 13	審査会に諮問
10 / 26	審査請求人が審査会に意見書を提出
4 / 1 / 21	第 131 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
2 / 18	第 132 回審査会で審議
6 / 10	第 135 回審査会で審議
7 / 4	第 136 回審査会で審議
8 / 8	第 137 回審査会で審議
9 / 5	第 138 回審査会で審議
9 / 13	答申（答申第 105 号）